

資料－2

目 次

1 雇用対策法関係	
① 雇用対策法の条文	1
② 雇用対策法の改正経緯について	13
③ 雇用対策法とその他職業安定関係の個別法の関係について	15
④ 労働者の募集及び採用について年齢にかかわりなく均等な 機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指 針（年齢指針）	20
⑤ 経済計画と雇用対策基本計画の経緯	22
⑥ 職業能力開発施策の概要	24
⑦ 平成19年度職業能力開発関係重点施策 と予算要求の概要について	25
⑧ 職業転換給付金制度の概要	29
⑨ 再就職援助計画の概要	31
⑩ 大量雇用変動届制度の概要	34
⑪ 国と地方公共団体の連携・協力について	36
2 若年者雇用対策関係	
① フリーター・ニート等をめぐる状況	38
② 若年者雇用対策に関する提言等	43
③ 若者雇用対策の概要について	47
④ 平成19年度若年者対策関連予算（概算要求）	52
3 地域雇用対策関係	
① 雇用失業情勢の地域格差	55
② 地域雇用対策に関する提言等	56
③ 地域主導の雇用対策の推進	58
④ 地域雇用開発促進法の基本的なスキーム	59
⑤ 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）の概要	72
⑥ 厚生労働省の雇用関係施策の7道県に対する重点実施	77
⑦ 地域雇用戦略会議	79
⑧ 地域の雇用創出による地域再生の推進のイメージ	80
⑨ 地域雇用開発促進法に基づく地域類型と支援措置の見直し	81
⑩ 平成19年度地域雇用対策関係予算（概算要求）	82
⑪ 雇用保険3事業で実施する地域雇用対策 に係る事業の見直し類型について（地域雇用開発促進法関連）	83

4 外国人雇用対策関係

① 我が国で就労する外国人の労働者数の推移	84
② 外国人雇用対策に関する提言等	85
③ 外国人雇用対策の体系	86
④ 外国人雇用状況報告の概要	87
⑤ 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針	88
⑦ 研修・技能実習制度の現状	92

5 女性労働対策関係

① 女性雇用の現状について	94
② 女性労働対策に関する提言等	97
③ 女性労働対策関係施策	99
④ 平成19年度女性労働対策予算概算要求の概要	100

6 高齢者雇用対策関係

① 高齢者雇用をめぐる状況	102
② 高齢者雇用対策に関する提言等	104
③ 高年齢者雇用就業対策の体系	106
④ 平成19年度高齢者雇用施策関係予算概算要求の主要事項	107

7 障害者雇用対策関係

① 障害者雇用をめぐる状況	110
② 障害者雇用対策に関する提言等	112
③ 障害者雇用対策の体系について	115
④ 平成19年度障害者雇用施策関係予算概算要求の主要事項	116

8 非正規雇用対策関係

① 非正規雇用の現状	120
② 非正規雇用対策に関する提言等	125
③ 平成19年度非正規雇用対策等関係予算概算要求の主要事項	127

雇用対策法

(昭和四十一年七月二十一日法律第二百三十一号)

最終改正：平成一六年六月一日法律第一〇三号

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 雇用対策基本計画(第八条・第九条)
- 第三章 求職者及び求人者に対する指導等(第十条—第十五条)
- 第四章 技能労働者の養成確保等(第十六条・第十七条)
- 第五章 職業転換給付金(第十八条—第二十三条)
- 第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置(第二十四条—第二十六条)
- 第七章 雜則(第二十七条—第三十一条)

(目的)

第一条 「」の法律は、国が、雇用に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質量両面にわたり均衡する」とを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮する」ことができるよつにし、「これを通じて、労働者の職業の安定と經濟的社會的地位の向上とを図るとともに、國民經濟の均衡ある發展と完全雇用の達成とに資する」ことを目的とする。

第二条 「」の法律の運用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するよう努めなければならない。

(定義)

第三条 「」の法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号))の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。)及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいつ。

(基本的理念)

第四条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施される」とにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

(国の施策)

第五条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業に就く」とをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、「これにふさわしい評価を受ける」ことを促進するため、及び産業の必要とする技能労働者を養成確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

三 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

四 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実すること。

五 高年齢者の職業の安定を図るため、定年の引上げ及び継続雇用制度の導入の円滑な実施を促進するために必要な施策を充実すること。

六 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

七 その他労働者がその有する能力を有效地に發揮することができるようにするために必要な施策を充実すること。

2 国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、国民経済の健全な発展、それに即応する企業経営の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有效地に發揮する」との妨げとなつてはいる雇用慣行の是正を期するように配慮しなければならない。

(地方公共団体の施策)

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第六条 事業主は、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止（以下「事業規模の縮小等」という。）に伴い離職を余儀なくされる労働者について、当該労働者が行う求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うことにより、その職業の安定を図るように努めなければならない。

第七条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に發揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわりなく均等な機会を与えるように努めなければならない。

第一章 雇用対策基本計画

（雇用対策基本計画の策定等）

第八条 国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画（以下「雇用対策基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 雇用対策基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 雇用の動向に関する事項

二 第四条第一項各号に掲げる事項について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 雇用対策基本計画は、政府の策定する経済全般に関する計画と調和するものでなければならず、かつ、職種、技能の程度その他労働力の質的側面を十分考慮して定められなければならない。

4 国は、必要がある場合には、雇用対策基本計画において、特定の職種、中小規模の事業等に関する特別の配慮を加え、その労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るために必要な総合的な施策を定める」とができる。

5 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成して閣議の決定を求めるべからざる。

6 厚生労働大臣は、雇用対策基本計画の案を作成する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議し、及び都道府県知事の意見を求めるところに、その概要について経済財政諮問会議の意見を聞かなければならぬ。

7 厚生労働大臣は、第五項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、雇用対策基本計画の概要を公表しなければならない。

8 前三項の規定は、雇用対策基本計画の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第九条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章 求職者及び求人者に対する指導等

(雇用情報)

第十条 厚生労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報(以下「雇用情報」という。)を収集し、及び整理しなければならない。

2 厚生労働大臣は、雇用情報を、求職者、求人者その他の関係者及び職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関その他の関係機関が、職業の選択、労働者の雇入れ、職業指導、職業紹介、職業訓練その他の措置を行うに際して活用することができるよう提供するものとする。

3 厚生労働大臣は、雇用情報の収集、整理及び活用並びに利用のための提供が迅速かつ効果的に行われるために必要な組織を維持し、及び整備しなければならない。

(職業に関する調査研究)

第十一條 厚生労働大臣は、職業の現況及び動向の分析、職業に関する適性の検査及び適応性の増大並びに職務分析のための方法その他職業に関する基礎的事項について、調査研究をしなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の調査研究の成果(以下「職業に関する調査研究の成果」という。)について準用する。

(指針)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(求職者に対する指導)

第十三条 職業紹介機関は、求職者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、「これに基づき職種、就職地その他の求職の内容、必要な技能等について指導することにより、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進し、もつて職業選択の自由が積極的に生かされるよう努めなければならない。

(求人者に対する指導)

第十四条 職業紹介機関は、求人者に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、かつ、「これに基づき求人の内容について指導することにより、求人が当該作業又は職務に適合する労働者を雇い入れることを促進するように努めなければならない。

2 職業紹介機関は、労働力の需給の適正な均衡を図るために必要があると認めるときは、求人者に対して、雇用情報等を提供し、かつ、「これに基づき求人の時期、人員又は地域その他の求人の方法について指導することができる。

(雇用に関する援助)

第十五条 職業安定機関及び公共の職業訓練機関は、労働者の雇入れ又は配置、適性検査、職業訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求められたときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対して必要な助言その他措置を行わなければならない。

第四章 技能労働者の養成確保等

(職業訓練の充実)

第十六条 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

2 国は、公共の職業訓練機関が行う職業訓練と事業主又はその団体が行う職業訓練とが相互に密接な関連のもとで行われ、産業人として有為な技能労働者が養成され、及び確保されるように図らなければならない。

(技能検定制度の確立)

第十七条 国は、技術の進歩の状況、円滑な再就職のために必要な技能の水準その他の事情を考慮して、事業主団体その他の関係者の協力の下に、技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する技能の程度を検定する制度を確立し、並びに「これを拡充し、及び普及する」とにより、労働者の技能の向上及び職業の安定並びに技能労働者の経済的社会的地位の向上を図るように努めるものとする。

第五章 職業転換給付金

(職業転換給付金の支給)